

第75回 税理士試験 ラストスパート模試 国税徴収法

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが訂正のうえ、ご利用ください。

ページ	訂正箇所	誤	正	備 考
令和5年度 (第73回) 問題用紙H4	第二問 問2 配点	問2 (35点)	問2 (15点)	2025.5.7
81 ページ	2 徹収職員における財産調査権限について	(2) 質問検査の対象者とその方法 (3) 滞納者に対して債権若しくは債務があり、又は滞納者から	(2) 質問検査の対象者とその方法 (3) 滞納者に対して債権若しくは債務があつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由のある者、又は滞納者から	2025.5.7
81 ページ	2 徹収職員における財産調査権限について	(5) 官公署 への協力要請 徹収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、 官公署 又は	(5) 事業者 への協力要請 徹収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、 事業者又は官公署 又は	2025.5.7
84 ページ	2 財産調査権限 下から2行目	分証明書の 呈示 、捜索調書の作成等について…	分証明書の 提示 、捜索調書の作成等について…	2025.5.7
第3予想 H3ページ	下から3行目	を行った。この 乙税務署長 が行った差押について、…	を行った。この 甲税務署長 が行った差押について、…	2025.7.3
第4予想 解答解説 59 ページ	6.参加差押に係る地方税の配当額 5行目	1,000万円だけが所得税及び地方税 には優先しない 。	1,000万円だけが所得税及び地方税 に優先する 。	2025.7.15

ISBN 978-4-7810-3850-6